



「こんなことやりたい!!」

地域の子ども会活動を応援します

四絡地区青少年健全育成協議会では、地区内の町内会などで結成された子ども会の活動を支援する「子ども会活動支援補助金制度」を設けています。

補助が受けられる団体は？

対象年齢0歳～18歳まで
町内会・通学班・分団で結成された
子ども会です。
近隣のご町内と一緒にOKです。

補助の対象になる活動は？

季節行事・地域活動・ボランティア活動
体験活動・交流・レクリエーションなど

四絡地区のこれまでの活動例

七夕会、町内夏祭り（花火）、そうめん流し、
バーベキュー、ボウリング、農業体験（キャ
ッサバ植付け・収穫）、町内清掃活動、
とんどさん、6年生を送る会・新1年生を迎
える会、迷路施設お出かけなど



補助の対象となる費目は？

- ・食料費（お茶・ジュース代など）
- ・施設入場料（映画館・水族館・ボウリングの
ゲーム代・そのほか市内施設入場料など）
- ・会場使用料（集会所使用料など）
- ・消耗品費（紙・マジック・テープ・折り紙など）
- ・印刷製本費（おたよりなどのコピー代など）
- ・運搬費（軽トラックなどの借り上げ料など）
- ・保険料（スポーツ安全保険料）

※備品や大人にかかる経費は対象外です。
※各費目には上限があります。
詳しくはコミセンにお問い合わせください。

お問い合わせ先と手続きはどこで？

- ・申請は四絡コミュニティセンターで
受付しています。
- ・予算に限りがありますので、
お早めにご検討ください。

【お問い合わせ先】

四絡地区青少年健全育成協議会事務局

四絡コミュニティセンター内 TEL 21-0369

※受付時間：平日8時30分から17時